

令和3年度 事業報告書

社会福祉法人 成裕会

社会福祉事業

I. ゆうゆう保育園

1. 通常保育事業

(1) 児童数の推移

月別の年齢別児童数の推移は以下の通り。(年齢は4月1日現在、措置ベース)

<標準時間>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	5	7	9	9	9	12	15	15	15	15	15	15
1歳児	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15
2歳児	14	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	11
3歳児	15	15	14	13	13	13	14	14	14	14	14	14
4歳児	13	15	15	15	15	15	15	15	15	14	14	13
5歳児	14	13	13	12	12	12	13	13	13	13	13	13
合計	75	77	78	76	76	79	84	84	84	83	83	81

<短時間>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳児	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2歳児	1	2	2	2	3	3	2	2	2	2	2	3
3歳児	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1
4歳児	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
5歳児	0	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1
合計	6	6	6	8	9	9	6	6	6	7	7	9

<合計>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	5	7	9	9	9	12	15	15	15	15	15	15
1歳児	16	16	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17
2歳児	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14
3歳児	16	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
4歳児	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
5歳児	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
合計	81	83	84	84	85	88	90	90	90	90	90	90

※平均在籍児童数＝ 87.1

(2) 保育時間

①通常時間	(平日)月～金曜日	7:00～18:00
	(土曜日)	7:00～18:00
②短時間	(平日)月～金曜日	9:00～17:00
	(土曜日)	9:00～17:00

- (3) 開所時間 (平日)月～金曜日 7:00～20:00
(土曜日) 7:00～20:00
- (4) 利用定員 70 名
- (5) 対象児童 産休が終了した翌日(生後 57 日目)から

2. 子ども・子育て支援事業

通常保育事業に加え、以下の事業を実施。

(1) 延長保育事業

- ① 延長保育時間 a. 通常時間 月～土曜日 18:00～20:00
b. 短時間 月～土曜日 7:00～9:00、17:00～20:00

(2) 1 歳児保育担当保育士増員

1 歳児担当の保育士を、最低基準の 1 歳児 6 名に 1 名に加え、1 歳児 3 名に対し 1 名を配置。

(3) 一時保育事業(自主事業)

- ① 保育時間 月～金曜日 9:00～18:00
② 対象児童 原則的に生後 6 か月を経過した翌日から

3. 各事業の実施状況

(1) 通常保育事業

定員 70 名に対し通所児童数は 4 月当初が 81 名。0 歳児は 5 名で比較的、期中の受け入れに余裕のある状態であったが、1～5 歳児はいずれのクラスも非常に多いスタートとなった。そのため、途中入所が厳しい状況となった。今年度の年間平均児童在籍数は 87.08 人と 5 年連続して利用定員の 20% 超となった。今後も、利用定員の 20% 超の水準で推移することが想定され、令和 4 年度から利用定員を 80 名に増員する。

1・2 歳児については、年度途中で入所ができない状況が続いており、今後の課題と思われる。

(2) 延長保育事業

年間を通して利用者が多く、今後も継続していく。

(3) 1 歳児保育担当保育士増員

1 歳児の最低基準 6 名に 1 名の保育士に加え、3 名に 1 名の保育士を増員することは、保護者の保育需要、また保育の質の確保の面からも、今後もできる限り継続する方向で、保育士の確保に努める。

(4) 一時保育事業(自主事業)

問い合わせはあるものの今年度も利用はなかった。令和 4 年度も継続する。

通所児童数の増加により、実際の受入は難しいことから、来年度には、事業の継続の是非も含め、検討する。

4. その他

- (1) 苦情受付件数 0 件
- (2) 今後の児童数の増加を考慮し、令和 4 年度についても、職員増を図っていく。
- (3) 令和 4 年度から利用定員を 80 名に増員することで、公定価格の単価が低下することに伴い、委託費の減収が見込まれる。委託費の確保に向け、利用児童数の受け入れの増加、それに伴う職員数の増加を図っていく。

II. ゆうゆう学童

1. 放課後児童健全育成事業

(1) 児童数の推移

月別の学校別児童数の推移は以下の通り。

< 常時利用 >

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
晃宝小	118	117	118	116	111	115	113	113	109	109	107	108
国本中央小	82	82	80	80	70	77	76	74	73	73	73	73
国本西小	23	23	24	24	24	24	24	24	23	23	23	23
富屋小	19	19	20	20	21	21	21	21	21	21	21	21
篠井小	22	21	19	19	15	18	18	18	18	18	18	18
上河内西小	25	26	26	26	20	22	19	19	19	19	18	18
上河内中央小	70	68	67	66	55	64	63	63	61	61	61	62
上河内東小	39	39	38	38	38	37	40	41	41	40	39	39
合計	398	395	392	389	354	378	374	373	365	364	360	362

< 長期休業時のみ利用 >

月	春休み(4月)	夏休み	秋休み	春休み(3月)
晃宝小	12	25	5	10
国本中央小	14	16	5	7
国本西小	1	8	1	2
富屋小	3	4	0	0
篠井小	5	5	2	4
上河内西小	1	2	1	2
上河内中央小	6	12	3	8
上河内東小	8	12	3	4
合計	50	84	20	37

(2) 開所時間

- ① 常時利用 (平日) 月～金曜日 放課後～19:00
(土曜日) 7:30～19:00
- ② 学校長期休業期間 (平日) 月～金曜日 7:30～19:00
(土曜日) 7:30～19:00

(3) 対象児童

市内の小学校に就学している児童であって、その保護者が下記のいずれかに該当することにより、昼間家庭における養育を受けることができない児童

事由		利用期間
労働	居宅外又は居宅内で労働している	育成支援を必要とする期間
介護・看護	常時家族等の介護又は看護をしている	
疾病	疾病又は負傷している	
障がい	心身に障がいを有している	
就学	就学している	
出産	出産予定又は出産直後である	出産予定月の前後2か月
求職	求職活動のため外出することを常態としている	3か月以内の期間
災害	火災や風水害、地震等の災害復旧にあたっている	災害復旧に要する期間
その他	上記に類するものであって、市が特に認めた場合	育成支援を必要とする期間

2. その他の事業

通常事業に加え、以下の事業を実施。

(1) 延長利用事業

- ①延長利用時間
- a. 通常時間 月～土曜日 18:00～19:00
 - b. 学校長期休業期間 月～土曜日 18:00～19:00

(2) 子育て支援事業

- ①実施日時
- a. 晃宝小、国本中央小、富屋小、篠井小、上河内西小、上河内東小
学校休業日以外の月～金曜日 10:00～12:00
 - b. 上河内中央小
学校休業日以外の火、木曜日 10:00～12:00
- ②利用対象者 乳幼児とその保護者

3. 各事業の実施状況

(1) 放課後児童健全育成事業

今年度から開始となった放課後児童健全育成事業の4月時点での利用者は398名と、宇都宮市の想定よりやや少ない人数となった。その後の推移は子どもの家毎に差が見受けられるものの総じて減少傾向にある。

今後、より一層利用者の確保に努める。

(2) 延長利用事業

年間を通して利用者が多いため、今後も事業を継続する。また、19時以降も保護者が迎えに来ないケースが散見されることから、対応を検討する。

(3) 子育て支援事業

各子どもの家によって利用者数や活動の規模に差がある。小規模な子どもの家に関しては開設日数の縮小も考慮した上で、より充実したサービスの提供に努める。

4. その他

(1) 苦情受付件数 0 件

(2) 今後の児童数の増加を考慮し、令和 4 年度についても、職員増を図っていく。

(3) 宇都宮市が子どもの家等事業の H ブロック(8 校: 晃宝小子どもの家、国本中央小子どもの家、国本西小子どもの家、富屋小子どもの家、篠井小子どもの家、上河内西小子どもの家、上河内中央小子どもの家、上河内東小子どもの家)の指定管理を実施している。

年間を通して放課後健全育成事業に携わったことで、各子どもの家の課題が見えてきている。例えば、上河内中央小子どもの家でのデザート解禁や外遊びの実施は、利用者の思いに寄り添った対応により、好意的な意見も聞かれるようになっている。

引き続き、子どもの家の利用者に満足いただけるサービスが提供できるよう、支援員等や所轄官庁である宇都宮市生涯学習課をはじめ、関係機関と連携をとりながら、円滑な事業運営に努めていく。

(4) 支援員等の協力もあり、人脈を活かした人員配置を行っている。一方、一部の子どもの家では人員の不足も見られることもあるので今後も職員増を図っていく。

(5) 当初の指定管理の期間 3 年間(令和 3 年度～令和 5 年度)の 1 年目を終え、放課後児童健全育成事業の継続の可否も含め、今後の事業の在り方を検討していく。

以上